

# 国賠ネットワーク

NO.199  
2023.1.14

通信発行：奇数月 定例会：偶数月第1木曜 編集工房「朔」  
年会費：2000円 郵便口座：国賠ネットワーク 00200-2-6473



<https://kokubai.net/>  
[infodesk@kokubai.net](mailto:infodesk@kokubai.net)

## その拘禁、本当に必要ですか？

2021年に放水死亡事件、2002年に革手錠死亡事件を引き起こし、監獄法改正のきっかけを作った名古屋刑務所が、また暴行事件を起こした。2021年11月から2022年8月までに、サンダルで尻を叩く、アルコールスプレーを顔に吹きかける、顔や手を叩くなどの暴行行為を、刑務官が繰り返していたという。受刑者3人に対し、独居房で刑務官22人が関与して行っていたということで、施設全体で広く行われていたと思われる。

この報道が出た後、2022年3月に兄が名古屋刑務所で死亡して遺体を引き取ったのだが、その遺体の全身に身体拘束の痕と暴行の痕があったという方から、連絡が入った。刑務所に説明を求めたが、暴行の痕がある理由は「わかりません」と言われ、警察に依頼して司法解剖をしてもらったが、被疑者不詳の殺人事件として不起訴処分となったという。

そもそも、多数の受刑者を少数の刑務官で管理する刑務所というシステム自体に、虐待が起こりやすい条件が整っている。まず、受刑者と刑務官の間には絶対的な上下関係があり、指導する者と従うべき者に厳然と身分が別れている。刑務官は受刑者になめられてはいけないという危機感と使命感を持っている。更に、罪を償うために刑務所に収容されている受刑者は、多少辛い目に遭っても当然だ、むしろ辛い目に遭うべきだという価値観を、一部の刑務官と受刑者そして社会が共有している。そのような土壤のもと、指導に従わないなど扱いにくい受刑者に対して、痛い思い、辛い思いをさせて「シメる」。そして刑務所のルールに従わせるよう仕向けることが、正当化されやすいのだろう。

2022年7月、同じような事件が、新宿警察署の留置施設で起こった。私はその事件を依頼された。同房の人々が寒がっていたので毛布を1枚入れてあげて欲しいと担当官に頼んだが、受け入れられず、重ねて「毛布1枚だけ入れてあげてくれませんか」と頼んだところ、担当官のひとりが非常ベルを押し、房を出るよう指示され、保護室に収用されてしまったのである。そして着ていた洋服を脱がされパンツ一丁にされ、戒具で手首と足首を縛られ、手錠を取り付けた腰紐を背中できつく締め付けられた。

人が人を施設に閉じ込める恣意的拘禁が、日本には多すぎる。拘禁は、生の暴力であり、人権侵害であり、拘禁される側にも、拘禁する側にも、ストレス状況を強いることが不可避である。入管に長期間拘禁されていたウィシュマさんが、体調不良を訴えても治療を受けさせて貰えずにそのまま亡くなった事件は、記憶に新しい。精神科病院に入院している26万3000人のうち、半数が強制入院させられている人たちだ。日本の精神科病院には、10年以上入院している人が約4万6000人もいる。そこでも、刑事施設と同様、職員による患者への虐待がしばしば行われている。

「悪いことをした人や精神がおかしくなった人は、施設に入れて隔離して、社会の安全を守ろう」、それが当たり前の社会で、私達は育ってきた。でも、そんなにも多くの拘禁が必要なのだろうか。世間から隠れた虐待は、拘禁制度が不可避的にはらむ毒であり、犠牲者の暗数はもっとも多いはずである。拘禁自体を抜本的に減らすシフトに転換すべき時ではないかと考えている。

【小竹 広子】

# 編集 前記

◆年が明けてから、こんな書信を受け取った。老後の親のために地方から実家へUターンした息子。もう一通は50を前に自死した息子への想い。様々な社会の出来事とともに、今年も混沌が続くのでしょうか。(い) ◆最近、公園で木々の変化を観るのが樂しみに。駄句を二つ「子の逝きて 13年花と語り合い」「柚子ひとつ 土佐から長い旅をして」(尚美) ◆「国際子ども平和賞」を受賞した川崎レナさんは<α世代>の17歳。右翼とか、左翼とか、保守とかリベラルとか関係ないプラットフォームを構築し、その群れから最初に海に飛び込むファーストペンギンになりたい、と。拍手(U)

◆『星野文昭・暁子獄中往復書簡 あの坂をのぼって』出版の入稿が迫っていて、国賠ネットの原稿は無理です。ごめんなさい。星野国賠で被告国意見書があきれるほどひどいものなので、その批判を通信に書きたかったのですが、次回にさせてください。(暁) ◆この島々の敗戦間近に焼夷弾を撒き散らかした、B 29 のBはBOMBER(爆撃機)のBではなく、BOEING社のBです。軍需企業が作り、そこに働く労働者が作ったのです…。新しい戦前が始まりました。(翼)

## 会計報告（2022年11月・12月）

[収入] 会費・カンパ 29,000円 [支出] 通信費 22,770円 会議費等 3,369円

※会費のお支払いは、新型コロナ禍の折、余裕のあるときに、お願いできますと幸いに存じます。（会計担当）

## Contents

卷頭言／その拘禁、本当に必要ですか？	小竹 広子	1
編集前記	事務局	2
第32回国賠ネット交流集会案内	事務局	3
東住吉えん罪国賠／控訴審でも国・大阪府は和解を拒否！?	青木 恵子	4
大垣警察市民監視違憲訴訟／		
控訴審、山場にさしかかる一核心に迫る準備書面を提出—	近藤 ゆり子	5
「旅券発給」拒否国賠／		
棄却判決に断固・抗議する！ 東京高裁へ控訴	井上 清志	6・7
湖東病院事件・西山国賠／～2023年は正念場になります～	磯谷 昇太	8
編集担当日記／寅次郎が現場を行く	杉山寅次郎	9
えん罪・人権関連 情報クリップ	井上 清志	10・11
本の紹介／釣部人裕著		
『和歌山カレー事件 再審請求書面を〈解析〉してみると…』	武崎 直央	12

## Schedule

1／26(木) 14:00	大垣警察市民監視違憲訴訟／控訴審第3回口頭弁論@名古屋高裁1号法廷
2／2(木) 18:30	国賠ネットワーク定例会@編集工房「朔」(神田猿楽町2-3-1 萩原ビル201)
2／9(木) 11:30	東住吉えん罪国賠控訴審／判決@大阪高裁202号法廷
2／10(金) 11:00	湖東病院・西山国賠／第6回口頭弁論@大津地裁1号法廷
2／18(土) 14:00	大垣警察市民監視違憲訴訟／第3準備書面学習会@日本特殊陶業市民会館第1会議室
2／25(土) 13:00～17:00	第32回国賠ネット交流集会@スペースたんぽぽ(神田三崎町3-1-1 高橋セーフビル)
3／18(土) 15:00～	国賠ネット通信発送作業@編集工房「朔」(神田猿楽町2-3-1 萩原ビル201)
4／20(木) 11:00	湖東病院・西山国賠／第7回口頭弁論@大津地裁1号法廷

※ 裁判・イベントの日程は直前に裁判所等にご確認ください。

# 第32回国賠ネットワーク交流集会

## 小竹広子弁護士：勾留施設の処遇と人権の未来

◆ 2023/2/25 (土)

◆ たんぽぽ舎 (水道橋)

### ◆ 国賠ネットワーク

さまざまな国賠裁判を結ぶネットワークは1989年に立ち上げられました。国賠裁判とは、国や自治体の公務員から不当な被害を蒙った人々が、その責任を追及し、謝罪や賠償を求める訴訟です。無実の罪で逮捕・勾留・起訴された冤罪被害者を中心に、国賠を闘う原告や支援グループの、穏やかな連携と支援交流を目指すネットワークです。

### ◆ 交流集会

年に一度、それぞれの国賠の当事者・支援者が集まって、互いに報告し、語り合い、情報や知恵を共有する全国的な交流集会です。東住吉冤罪国賠、星野獄死国賠、大垣警察市民監視国賀、湖東病院事件・西山国賠、よど号旅券発給拒否国賠、月形刑務所・伊藤国賠、など当事者から現状についての報告を予定しています。

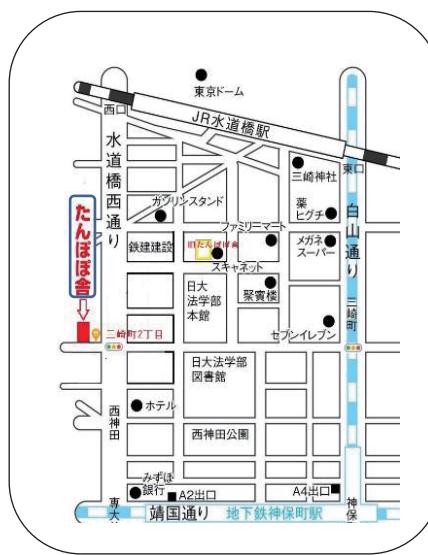
### ◆ 特別講演

今回は小竹弁護士による「勾留施設の処遇と人権の未来」です。小竹さんには、今号の表紙「巻頭言」にも書いていただきましたが、日本の刑事拘留施設はブラックボックスです。閉鎖的で情報が外部に漏れにくいのですが、それでも留置場や刑務所での虐待報道はあとを絶ちません。入管施設においても、外国人に対する暴行や「不作為殺人」が次々に報告されています。これは目に見えない、特別な暗黒空間だけの問題ではなく、この国の社会の人権状況を映してもいるのです。

### ◆ 小竹広子さんプロフィール

1994年、早慶戦を天皇夫妻が観戦する「天覧試合」に反対するビラを撒こうとして神宮球場の敷地内に入った、ということで、小竹さんら6名が建造物侵入罪で逮捕された。その後6人は、逮捕は違法として同年9月に国賠提訴。一審の東京地裁、東京高裁の控訴審でも敗訴、確定。「天覧試合国賠」として国賠ネットに参加。小竹さんは国賠ネットのホームページ制作をして第1回国賠ネットワーク大賞を受賞。その後、子育てをしながら人権派弁護士として活躍中。

- 2023年2月25日(土)
- 午後1:30~5:00
- タンポボ舎1F(スペースたんぽぽ)
- 講演:小竹 広子 弁護士
- 各国賠の現状報告
- 国賠ネット大賞・最悪賞の決定
- 参加費・資料代:500円
- \*閉会後懇親会を予定しています
- ◆主催:国賠ネットワーク◆



#### <たんぽぽ舎へのアクセス>

●千代田区神田三崎町3-1-1

高橋セーフビル1F

●TEL:03-3238-9035

●JR水道橋駅(西口)から徒歩5分

●地下鉄神保町駅から徒歩6分

●地下鉄九段下駅から徒歩6分



# 東住吉冤罪国賠 控訴審でも国・大阪府は和解を拒否!?

青木 恵子

みなさん、明けましておめでとうございます。

昨年は、裁判所に傷つけられ、怒り、悔しさが爆発。仲間の再審請求も、名張事件や大崎事件、花田郵便局事件、小石川事件の不当決定に、許せない気持ちでいっぱいでした。

でも、個人的に支援している人がはじめて進級できしたこと、守屋賞と言う素晴らしい賞をいただけた喜びもあり幸せでした。今年も国賠勝利の闘い、仲間達への支援活動に駆けずり回ります。今年も、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、昨年11月18日に口頭弁論が開かれましたが、火災、車の専門家、内田検事の証人申請について、パフォーマンスの協議後にすべて却下されました。予想はしていたものの、やはり、むかつき、怒りが湧き上がりつつも、気持ちを抑え意見書を読み上げ訴えました。

裁判所が、証人を呼ぶまでもなく、私の主張、弁護団が提出した書面だけで、十分に理解されたということでしょうか？私は、そう受け止めて、今度こそ国の違法性が認められるものと信じて判決日を待ちます。

内田検事から、東住吉署で取調べを受けた時のやり取りの一部を述べ、起訴時の内田検事が「あなたを有罪と思って起訴するわけではありません。もし、私があなたの弁護士なら、闘う方法があります」と言われ、私は「その方法を教えてください」と尋ねましたが、内田検事は「それは言えません。あなたは、あなたの弁護士さんと頑張って闘ってください」と言われました。当時の私は、警察、検察が勝手なストーリーを作りだし、無実の人間を犯人にでっちあげる事を知りませんでしたが、坂本・今井刑事の連日の酷い取調べを受ける中で分かりました。

しかし、刑事と違い、内田検事は、起訴時にもこのような言葉を掛けてくれたので、起訴に反対してくれたと受け取り、まんまと騙されて信じてしまったのです。

「裁判長、私が作り話をしていると思いますか？」と問いかけましたが、裁判長は聞いているのか？と感じつつ、いじめをした人間は忘れますが、いじめられた人間は、一生忘れられないのです。坂本・今井刑

事・内田検事に酷い言葉の暴力、傷つける言葉の数々を受けたことは、私が死ぬ日まで心の中にあり、消えることはありません。国の違法性は明らかです。この裁判でも、国の違法性が認められなければ、日本の国はえん罪を作り出す国のままです。私達えん罪に巻込まれた人間は再審で無罪になんでも、犯人だと言われ続けて死んでいいですか？裁判所が、真実を見抜いて、正しい判断を下してくれなければ、国は全く反省もせず、えん罪の仲間達は救われません。この裁判に真剣に向き合って、今度こそ正しい判決を言い渡してください。

真剣に、聞いてくれたのは書記官の女性だけでした。

加藤弁護士も意見を述べてください結審。その後、主任裁判官と国・大阪府が各10分程度話し、私と弁護団が席に着くと「内容はできませんが、和解協議をしたい」と言われて、国・大阪府と日程の調整をして、12月22日午後15時30分に決まりました。

協議当日は、国・大阪府ともに出てきて2分で和解決裂。裁判官から「国に理由を聞きましたが答えてもらえない。大阪府も単独では応じない。残念です」と言われて、エレベーターの前に行くと国・大阪府が残っているので、私は、アルバイトや介護の資格習得の講座に通っていて時間がなかったこと、大切な娘の月命日にも拘わらず裁判所に来たことに怒りが爆発して「昨日に言え！交通費を返せ！」と吐き捨てて、記者会見に向かいましたが、怒りが頂点に達した状況で「国は、反省もせず、えん罪を作り続ける！」などと訴えました。

判決は期待できませんが、それでも信じて待ちます。



大阪高裁がある合同庁舎＝ニュースサイト「毎日新聞」曾根田和久撮影

# 控訴審、山場にさしかかる—核心に迫る準備書面を提出—

近藤ゆり子（大垣警察市民監視違憲訴訟一審原告の一人）

一審で情報提供行為を厳しく断罪された被告岐阜県から出されたものは、控訴理由書も、一審原告側の控訴理由書への答弁書も、「控訴準備書面1」も、全て薄っぺらい中身のないものだ。警備公安警察の「手の内」を曝したくないので論じないのか。国家権力の維持に貢献する「裁判所」に追い詰められることにはならないと高を括っているのかもしれない。一審勝訴の被控訴人国は何の応答もしようとしている。



一審原告側は、控訴理由書で述べた公安警察の情報収集を容認した原判決の批判をさらに深める準備書面を出してきた。11月16日の第2回口頭弁論で2つの準備書面を出した。そして来る1月26日の第3回口頭弁論には、核心に迫る第3準備書面（「警備公安警察による法的根拠のない個人情報の収集は、違憲・違法である」）を出す。50ページを超える長いものだ。

戦前の警察から説き起こし、日本国憲法の下で本

来のあるべき警察とは何かを論じ、そこから乖離した警備公安警察の実態を述べる。同時に1958年に警職法「改正」が阻止された後、法律の拡大解釈と既成事実を押し通し、その「立法手続不要路線」（警察が「勝手に決める」）を裁判所が容認してしまった経緯を批判する。

「本件において被告県や国（警備公安警察）の情報収集活動の違法性とそのように違法に収集した情報の保管や利活用の違法性を認定することは、その意味でも法治主義を貫徹するために、不可欠である」と裁判所に迫るものとなる。

今の裁判長は自ら判決を書くことに意欲をみせている。警備公安警察の個人情報収集の違法性にどこまで踏み込むか、安易な期待は禁物だが、少なくとも一審判決を大きく後退させたりはしないだろうと考えている。

学者意見書も準備し、公安警察の証人尋問実現も追求するが、意見書や準備書面の提出時期をできるだけ早めるなど、審理促進に協力する方針で臨んでいる。早ければ今年中にも結審、来年前半には判決となるかもしれない。

裁判所に踏み込んだ判断をさせ、公安警察に縛りをかける広汎な世論を作っていくたい。

運動面の情報、裁判関係の書面など  
『「もの言う」自由を守る会』HPに  
載せています。どうかご覧下さい。



## 2・18 控訴審第3準備書面学習会（参加無料。 詳細はHPに掲載します） 「みんな見張られている～公安警察による市民監視は憲法違反～」



講師：中谷雄二 弁護士（秘密保護法対策弁護団共同代表、憲法をくらしと政治にいかす改憲NO！あいち総がかり行動実行委員会共同代表。名古屋イラク自衛隊派遣差止訴訟、愛知朝鮮高校無償化裁判、表現の不自由展再開仮処分事件などで、中心的役割を果たす）

2月18日(土) 14:00～ 日本特殊陶業市民会館第1会議室（オンライン配信あり）

CALL4 Podcast 聴いて下さい！！  
公安警察による市民運動の監視を許さない。市民の「もの言う」自由を守るために訴訟  
#07【解説編】 #08【原告の声編】 <https://anchor.fm/call4jp/episodes/>



# Kさんの「旅券発給」拒否処分の取り消しを求める国賠訴訟 棄却判決に断固・抗議する！ 東京高裁へ控訴

よど号“欧州拉致”逮捕状の撤回を求める会 事務局 井上清志

## 昨年11・24 東京地裁判決

判決言渡し前の緊張した独特の雰囲気。民事第5部・岡田幸人裁判長は、原告Kさんの旅券発給拒否処分の取り消しを求める国賠判決で「原告の請求を棄却する」と言い渡した。この間、わずか5秒前後。この棄却判決には断固抗議したい。

この日の判決には、原告、弁護団のほか、傍聴には支援者や国賠ネットの仲間ら10人がかけつけた。判決文入手後の報告会では「判決は、ほとんど被告・国の主張(えん罪・欧州拉致事件を前提)に沿ったもので納得いかない。コピーしているだけではないか」「外交優先の姿勢は許せない、人道的観点、原告のKさんの切実な訴えはどこへ行ってしまったのか、闘うしかない」。

静かな怒りと何とも言えない無念さが交錯。原告のKさんは「判決には納得いかない、国が本当に変わらなければ覆ることはない、控訴して闘う」と表明、早速、控訴手続き(昨年12月7日、東京高裁に控訴状提出)に入った。また、判決後、司法記者クラブ(幹事社・テレ東)で報道各社に「よど号“欧州拉致”逮捕状の撤回を求める会」としての「抗議声明」文を配布した。共同通信が、この日の判決を全国配信(本号『情報クリップ』に記事掲載)、全国の地方紙ほか海外メディア(ロイター)が一斉に報じた。

## 帰国から国賠提訴

原告Kさんは、日朝平壤宣言(2002年9月17日)直前の同月10日に朝鮮(民主主義人民共和国)から帰国した。旅券法違反(返納命令)事件で裁判を受けた後、2012年10月26日に一回目の旅券申請をしたが、外務省が拒否(処分)、2018年1月11日に2回目の旅券申請をしたが、これも拒否(処分)。2018年7月11日には、外務省に対して行政不服審査法に基づき「処分を取り消す裁決を求める」審査請求をしたが、「棄却」の採決。これを不服として、2020年3月31日に外務省の処分は「裁量権を逸脱又は濫用し、渡航の自由(憲法22条2項)を侵害するものであ

り違憲・違法である、処分は取り消されるべき」と国賠を提訴した。今回の「棄却」判決は、この国賠提訴に対する回答であるが、判決内容は被告国(外務省)の主張をコピーしたものに過ぎない。この国の「北朝鮮(敵視政策)外交」が変わらない限り、これからも外務省の拒否(処分)、そして「棄却」のオンパレードが続くのであろうか。米国に追随した外交の大転換が求められているはずだが…。

## 7回の口頭弁論と原告主張

この間、7回の口頭弁論が行われ、原告側は、準備書面(1)(2)(3)や原告(意見)の陳述、原告Kさんの本人尋問・証言、帰国に尽力した山中幸男氏の証人尋問・証言などを行い、「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれ」は微塵もないことをひとつひとつ丁寧に主張、明らかにしてきた。事件発生から50年以上が経過し、何らかのテロ活動を行ったことは全く立証されていないこと、旅券法違反(返納命令)は形式犯、基本的には公訴事実は争わず、弁護方針を決めて対応したこと、欧州拉致事件はえん罪であり、八尾恵の証言は秘密の暴露ではなく、客観的証拠もなく、全てが伝聞にすぎないこと、「かりの会・帰国支援センター」は、家族の帰国及び帰国後の生活の支援を行い、原告は、この会の活動に関与、帰国後は看護師として17年間、仕事をして普通の社会人として誰にも迷惑をかけることもなく平穏な社会生活を送ってきたことなどを主張してきた。外務省の拒否処分は「裁量権を逸脱、濫用」であり、更に、旅券法の憲法違反性、理由付記の違法性などから国賠法1条1項に該当する、と明らかにしてきた。

## 裁判所の判断

原告の主張に対して裁判所の判決は、

①旅券法13条1項7号の憲法適合性。「公共の福祉」のためには合理的な制限ができる。「制限する立法」は明確性が要求される(原告主張)が、不明確であるからといって「文面上違憲・無効」ではない。

②裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか。旅

券発給によって「拉致解決に向けて行ってきた北朝鮮への働き掛けや、国際的な協調に支障を生じさせる」だけでなく「身柄の引渡しを要求する日本政府の立場と矛盾し、北朝鮮政策・テロ対策に支障」。「看護師等として職場において一定の評価を得ているようであることなどを考慮しても、判断には合理性がある。

原告の「欧州拉致事件」はえん罪との主張に対しでは「帰国せず、刑事手続を忌避し続けている」からにはかならず、逮捕状発付については「どのような資料に基づき発付されたのかは定かではないが、嫌疑の相当性につき司法審査を経て発付された」「重みのある事情」。八尾証言は、「刑事手続においてその信用性が慎重に吟味されるべきもの」であるが、信用できないとまではいえない。原告の渡航の容認は「日本国の利益又は公安を害するおそれ」があり、処分は「裁量権の範囲の逸脱又はその濫用」は認められない。

③処分に理由付記を欠く違法があるか。原告は、よど号グループと密接な関係を維持、処分通知書の記載自体から了知し得る。「国内外における行動等」といった「概括的・抽象的な記載も一部」みられるが、処分の根拠には影響がない。「旅券法 14 条に違反」しない。処分に理由付記を欠く違法はない。

④処分に国賠法 1 条 1 項の違法性があるか。①②③の通り、処分は適法であり、国賠法 1 条 1 項所定の違法性があるとの主張は前提を欠き、結論として請求は理由がないから棄却すべき、との判断であった。

**判決批判—判決は被告国(外務省)主張のコピー版**  
判決は、上記の「裁判所の判断」で明らかのように

#### >>>>>>>>>>>>>>>>>>> 判決までの経緯 <<<<<<<<<<<<<<<<

2020. 3. 31 帰国家族Kさん、東京地裁に旅券発給拒否処分取消しを求める国賠提訴

2021. 1. 19 第1回口頭弁論 原告準備書面(1)、原告の意見陳述など。

2021. 3. 2 情報開示関係—外務省へ情報公開開示請求(帰国家族の「交渉」(連絡)記録の一切)

2021. 4. 1 情報開示関係—外務省通知(2021年5月6日迄に一部、残りは2023年8月4日迄に開示)

2021. 5. 6 情報開示関係—外務省<報道資料(「よど号」妻の旅券返納」等)>を開示(たった1枚)

2021. 5. 13 第2回口頭弁論 被告国準備書面(1)など

2021. 8. 24 第3回口頭弁論 原告準備書面(2)など

2021. 11. 18 第4回口頭弁論 被告国が準備書面(2)など

2022. 2. 1 第5回口頭弁論 証拠説明書、証拠申出書(証人)などを提出

2022. 5. 19 第6回口頭弁論 山中幸男さんの証人尋問と原告Kさんの本人尋問

2022. 9. 2 第7回口頭弁論 原告・被告双方が最終の準備書面(3)、結審

2022. 11. 24 東京地裁判決

被告国のストーリーをコピー・引用しているだけであり、えん罪である欧州拉致事件を前提に組み立てられているということだ。

被告国は「外交(敵視)政策」優先の姿勢とストーリー(虚構)を結審まで変えることはなかったが、そのストーリーとは「国際手配中の者を含む実行犯、その妻からなる集団と密接な関係を維持」「国内外における行動から『公安を害するおそれ』がある」、また「渡航希望先である北朝鮮は、外交がなく、安全上も問題がある」、日本政府は「『北朝鮮外交政策』や拉致問題に一貫して取り組み、ここで原告の『旅券発給』を認めることは、その取り組みを否定することになる」、「原告が刑事裁判で有罪確定(形式犯)している」「平壤在住の3人には、現在も日本人『欧州拉致』逮捕状で国際指名手配されており法律的にも認定されている」というものだ。判決は、このストーリーの完全コピー版といつてもよい。

また、判決では、被告国の主張と同様に、山中幸男氏が証言で明らかにした家族(26人)の帰国の際、外務省(北京大使館など)が「非常に協力的」であり、外務省がいうところの「平壤のテロリスト」の家族や子供たちを「人道的」にも受け入れてきたこと、帰国した子供たちには全て「旅券発給」がされている事実に一切、触れるることはなかった。

本判決は不当であり、断固抗議する。原告は 12 月 7 日、控訴した。これからも支援者らは原告とともに闘っていく決意である。

※『救援』644 号(2022 年 12 月 10 日発行)の原稿に一部修正・加筆。(2023 年 1 月 1 日記)

# 湖東病院事件・西山国賠

## ～2023年は正念場になります～

弁護士 磯谷 昇太

新年あけましておめでとうございます。湖東病院事件(西山国賠)は、今年いよいよ正念場を迎えるそうです。今年も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 審理状況

令和4年11月24日、進行協議と口頭弁論が行われました。

同期日に先立ち、弁護団は、文書提出命令に関する意見書を提出していましたところ、被告国は、弁護団が提出を求める証拠のうち一部を提出する予定であるとしました。提訴から2年以上が経過している現状に照らし、今後、弁護団においては、提出されている証拠に不足がないか精査し、対象を絞って申立てを維持するのか、あるいは取り下げるのかを検討する予定にしています。

また、弁護団は、国及び滋賀県の主張に対しては反論済みで、滋賀県に対しては釈明を求めていました。これに対して、国は現時点では再反論は予定していないとのことでした。滋賀県においては、再反論を行う予定のようですが、再反論に長期間を要するとは考えられません(求釈明に対する滋賀県の回答については、問題があると考えますので後述します)。

そうすると、今後の審理は、早い段階で、争点の整理と立証計画の策定に移行していくのではなかろうかと期待しているところです。

### 2 滋賀県に対する求釈明と回答

滋賀県警は、起訴後、余罪取調べ名目で延べ64時間15分も西山さんの取調べを行っています。

弁護団は、滋賀県警による起訴後取調べの目的は、西山さんの自白を維持することにあったと主張していますところ、これは余罪捜査の程度や事件送致の有無から明らかになると考えられます。

そこで、弁護団は、これらの点につき、滋賀県に回答するよう求めていましたが、滋賀県は、「検査関係書類については(中略)検察庁に送致している」、「釈明の必要を認めない」等と曖昧にのみ回答し、具体的にどれほどの検査を行ったのか、事件として送致したのか、していないのか、明確には回答しませんでした。

起訴後に延べ64時間15分という異常な長時間の取調べを行い、その真の目的は自白を維持することにあったと主張されているにもかかわらず、事件送致の有無等の客観的に明らかな事実を明確に回答しない滋賀県の応訴姿勢には首を傾げざるを得ません。この姿勢こそ、起訴後取調べの真の目的が自白の維持にあったことを如実に物語っているのではないかと考えます。

### 3 西山さんの意見陳述

口頭弁論においては、西山さんが意見陳述を行いました。

「証拠は国や滋賀県のものではない、証拠を見ると自分でも後悔する、中には見られたくない証拠もある、でも、どの冤罪事件でも最後に証拠が出てきて無罪となっている、これではダメだ!!」

西山さんの事件に対する向き合い方が顕れた素晴らしい意見陳述でした。この間、西山さんは、心ない誹謗中傷に晒されることもありました。それでも、二度と冤罪被害者を生まない社会になることを願って立ち上がり、事件と向き合っています。

私も、弁護団の一員でありながら、西山さんの意見陳述を聞いて、本訴訟の意義を再認識し、身の引き締まる思いでした。

### 4 むすび

湖東病院事件(西山国賠)は、提訴から2年が経過し、ようやく進展をみせそうな段階になってきました。弁護団は、西山さんの思いを体現すべく、今年も全力を尽くしますので、変わらぬご支援を宜しくお願いいたします。

#### 次回:2月10日(金)

午前10時 進行協議期日(傍聴不可)

午前11時 口頭弁論期日(第6回)

#### 次々回:4月20日(木)

午前10時 進行協議期日(傍聴不可)

午前11時 口頭弁論期日(第7回)

いずれも大津地裁1号法廷

## 寅次郎が現場に行く

**11月2日(水)** 「安倍『国葬』やめろ！実行委員会」会議。今後の活動について具体的かつ詳細に決めていく。

**11月5日(土)** 「国賠ネットワーク」通信198号発送作業@編集工房「朔」@水道橋。

**11月15日(火)** 細田博之衆議院議長の公邸を訪問。「統一教会」との関係や「説明責任」を求める手紙を「安倍『国葬』やめろ！実行委員会」メンバーら各自が持参。対応の職員は受け取りを拒否。「三権の長」の一人、「全国民の代表」たる細田氏への手紙がなぜ受け取ってもらえないのか、その法的根拠を問うメンバーらと警備職員とが押し問答。麹町署員は後方で静かに控えている…。

**11月19日(土)** 「安倍『国葬』違憲確認・国賠訴訟」の学習会@木の根ペンション@成田空港の真ん中に参加。これは、国葬訴訟の大坂での原告・小山広明さんが呼びかけて主宰したもの。大阪からは小山さんの仲間2人が駆けつけてくれた。関東圏からは初日はボク一人。ちょっと寂しい。ちなみに、小山さんは、「あおぞらの会（「和歌山カレー冤罪事件」の「林眞須美さんを支援する会」）の主要メンバーでもある。なので、今回小山さんが原告になっていたことを報道で知り、驚き、頼もしく感じていた。



木の根ペンションの茶トラ猫「ナツ」

**11月20日(日)** 同学習会2日目。午前中には、元軽井沢町議で「検察庁法の改正に反対する市民の会」代表・岩田薰さんや元共同通信記者・元同志社大学教授でアカデミックジャーナリスト浅野健一さんが参加。俄然、学習会が活気を帯びる。午前10時すぎから正午ごろまで、岩田さんが1時間のレクチャー。その後、あれこれの質疑応答や意見交換で盛り上がる。

この日の午後は、ペンションを離れ、三里塚闘争の現場跡を訪ねるチラシ現場踏査ツアーとなつた。横堀要塞鉄塔跡、今も鉄塔が残っている。経年の劣化・腐食のため倒壊の危険が生じ、数年前に上部部分が撤去されたという。しかし、それでも十分「高い」。最上階は、3階だったか4階だったか。高所恐怖症のボクは2階までしか登れなかつた。大阪からの一人は3階まで洋々として登つて

いた。

その後、「空と大地の歴史館」を見学。帰宅後、そのサイトを見ると、「空と大地の歴史館は、成田空港と地域をめぐる歴史的経緯とともに当時そこに関わった様々な立場の人々の苦悩と想いを正確に後世に伝えるため、2011年6月23日に開館しました」とあった。本当に貴重な資料が目白押し、とうてい1、2時間では見切れない。機会を見つけてぜひ再訪しようと考えていた。それにしても、この三里塚闘争の中で、尊い命を落としてしまっていた若者たちが、反対派の中にも警察の側にもいたことを改めて知り、切ない思いでいっぱいに。

**12月4日(日)** 「統一教会・自民党・国会は解散！」と新宿東口アルタ前、街宣と市民デモ。事務方として参加。この日のためのデモ申請@新宿署には、「九条俳句訴訟」応援団で「表現ネット」のTさんに同行していた。大学時代までノンポリだったボクにとっては貴重な体験。

**12月6日(火)** 「統一教会も自民党もいらない。解散！」を叫んで渋谷勤福集会&デモ。キヤッチコピーは、「反日教義」の「統一教会」/裏から支えた自民・安倍晋三元首相/まさに「国賊・反日・売国奴」！/こんなんで「美しい国・日本」か？/なぜ、右翼・保守派は大激怒しないのか？だ。

ちなみに、前宣伝の不足のせいか、参加者は10余人。これには警察も肩透かし、がっかり。事前のデモ申請時、どうしても「統一教会本部前」を通るコースが許されなかつた。それでも、NHK前では「NHK会長に前川喜平さんを」とコールし、流れ解散後、「統一教会本部」前へ移動した。すると、警察の警備陣が待ち構えていた。これには、先輩らが「警察は統一教会を守っているのか！」と声をあげた。

**12月30日(金)** 編集工房「朔」の三角忠さん主宰による「もちつき会@東京朝鮮第9初級学校」に事務方として参加。「年越し炊き出し活動」の事前準備を兼ねさせてもらった。なお、1月28日(土)には、学校行事としての「もちつき会」があるとの由。裏方として参加させてもらう予定。

**12月31日(土)** 「生活困窮者支援首都圏ネットワーク」主催による「年越し炊き出し活動@墨田区錦糸公園&新宿区西戸山公園」に事務方として参加。不足分の買い出し等に悪戦苦闘。

**1月1日(日)** 「年越し炊き出し活動」2日目。飲食店を経営しているという、小学5年生を含む親子3人もボランティアに朝早くから錦糸公園に駆け付けてくれた。ひたすら感謝！

【杉山寅次郎】

# 冤罪・人権関連 情報クリップ

2022年10月30日～2023年1月7日

井上 清志

## ■「上映不可は歴史否定」 関東大震災での虐殺巡る映像作品で都を非難

北朝鮮外務省は東京都が委託事業の企画展で関東大震災の朝鮮人虐殺に触れた映像作品の上映を認めなかつた問題について「日本帝国主義による反人倫犯罪を隠そうとする歴史否定策動の一環だ」とウェブサイトで都を非難した。小池都知事は上映を認めないのは「事業の趣旨に合わないため」だと説明している。北朝鮮外務省は小池氏が知事就任後の2017年から朝鮮人追悼式典に追悼文を送っていないことを指摘。その上で、小池氏の発言は「極端な朝鮮民族排他主義を黙認、助長している日本反動らの正体をさらけ出す」と主張した。(共同通信 11月6日)

## ■日本の慰安婦解決努力「進捗なし」

### 国連=処罰や謝罪促す

国連の自由権規約委員会は、日本の自由権規約の履行レベルの審議終了を受けた報告書で、旧日本軍の慰安婦問題に対する日本の取り組みについて「進捗が見えない」と遺憾の意を示すとともに、加害者の処罰や公式謝罪などを改めて促した。日本は慰安婦問題を国連で取り扱うことは適切ではないと主張したほか、韓国との慰安婦合意により同問題は最終的かつ不可逆的に解決したとの立場を示した。委員会は日本政府に対し、加害者の起訴と有罪判明時の処罰、被害者に対する十分な賠償を促すとともに、教科書への掲載などを通じた慰安婦問題に関する教育の実施、被害者をおとしめたり慰安婦問題を否定したりする試みの糾弾などを勧告した。(聯合ニュース 11月6日)

## ■安倍元首相の国葬終わっても「問題は終わらない」と閣議決定の無効確認訴訟が初の口頭弁論

安倍晋三元首相の国葬は憲法が保障する思想・良心の自由に反するなどとして、市民団体が閣議決定の無効確認などを求めた訴訟の口頭弁論が横浜地裁であった。原告の市民らは「国葬は行われたが、問題は終わりではない。法的根拠がない国葬の違法性や違憲性を司法が判断してほしい」と求めた。原告らは閣議決定や予算執行の無効確認、国葬で強いられた精神的打撃に対する賠償を請求。同様の訴訟では、東京地裁が、閣議決定は行政処分には当たらず、訴訟は不適法として訴えを却下した。(東京新聞 11月7日)

## ■成年後見利用で失職「欠格条項」は再び違憲

成年後見制度の利用者の就業を認めないとしていた2017年当時の警備業法の欠格条項のため、警備会社の退職を余儀なくされたとして、男性が国に100万円の慰謝料を求めた訴訟の控訴審判決が、名古屋高裁であった。長谷川恭弘裁判長は、条項が職業選択の自由を保障する憲法22条などに違反すると判断した一審岐阜地裁判決に続いて違憲と認めた上で、慰謝料を10万円から50万円に増額した。「(成年後見は)本人の財産などの権利を擁護するための目的で、警備業務を適正に行うことができるか判断する制度ではない」と指摘。利用者を一律に排除する欠格条項は違憲と判断した。(中日新聞 11月16日)

## ■講談社元編集次長、有罪破棄 「審理不十分」

### で高裁に差し戻し—妻殺害の上告審判決

妻を殺害したとして殺人罪に問われ、一、二審で懲役11年とされた講談社元編集次長、朴鐘顥被告の上告審判決が最高裁第1小法廷であった。山口厚裁判長は「審理が不十分だ」として二審判決を破棄し、審理を東京高裁に差し戻した。一審裁判員裁判の有罪判断を維持した二審判決が最高裁で破棄されたのは初めて。二審は顔の血痕の有無が争点になつていて、搬送時の写真などを基に血痕はない結論付けたと指摘。しかし、写真の色調は不鮮明で血痕の有無を判断するのは難しく、「仮に血痕があるとすれば自殺を否定した根拠が失われる」として審理のやり直しを命じた。(時事ドットコムニュース 11月21日)

## ■佐川氏が文書改ざんの方向性決定と判決

### 職員自殺、賠償請求は棄却

財務省の決裁文書改ざんを苦に自殺した元職員赤木さんの妻が、改ざんを主導したとされる佐川元国税庁長官に1650万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は、佐川氏が改ざんの方向性を決定付けたと認定した。一方で佐川氏個人の賠償責任を否定し、雅子さんの請求を棄却した。訴訟では「公務員個人が職務で他人に損害を加えた時は国が賠償責任を負う」とする国家賠償法規定が適用されるかどうかが争われた。(共同通信 11月25日)

## ■よど号ハイジャック妻の請求棄却

### 旅券発給拒否に「合理性」

よど号ハイジャック事件グループの容疑者の妻が、北朝鮮にいる夫に会うために旅券発給を申請したのに拒否されたのは、憲法が保障する渡航の自由の侵害に当たるとして、国に処分取り消しと330万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は処分には合理性があるとして請求を棄却。岡田裁判長は、渡航の自由について「公共の福祉のために合理的な制限に服すると解すべきだ」と指摘。「北朝鮮に容疑者の引き渡しを要求する日本政府の立場と矛盾し、国際社会に誤ったメッセージを発信する」と述べ、国の判断には合理性があるとした。(共同通信 11月24日)

## ■絞首刑は「残虐」か 死刑囚3人が執行差し止めを求める訴訟を提訴

絞首刑による死刑執行は残虐な刑罰を禁じる憲法などに違反するとして、確定死刑囚3人が国を相手取り、絞首刑による執行の差し止めなどを求める訴訟を大阪地

裁に起こした。提訴したのは、大阪拘置所に収容中の死刑囚。絞首刑では意識が長くて数分間保たれ、痛みや恐怖を感じ続けるほか、遺体の損傷も激しく、個人の尊厳を傷つけられると主張。「拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」とする憲法 36 条や「何人も残虐、非人道的、品位を傷つける刑罰を受けない」とする国際人権規約に反するとしている。(朝日新聞デジタル 11 月 29 日)

### ■陸自性被害で 5 人懲戒免職

#### ずさん対応の中隊長停職に—防衛省

陸上自衛隊郡山駐屯地に勤務していた五ノ井さんが在職中に性被害を受けた問題で、防衛省は同じ中隊に所属していた加害者の隊員 5 人を懲戒免職処分とした。また、ずさんな対応で被害を防げなかつたとして、上司の中隊長を停職 6 カ月の懲戒処分とした。五ノ井さんは「処分の重さに関係なく、誠意をもって責任をとっていたい」とコメント。(時事通信社 12 月 15 日)

### ■岡崎署勾留死 署幹部も暴行か

#### 男性を蹴る様子が監視カメラに

岡崎署の留置場で男性が勾留中に死亡した問題で、署幹部が身体を拘束された状態の男性に暴行していた疑いがあることが判明した。保護室内の便器に男性の後頭部が入った状態で、署員がトイレの水を流した疑いがあることも明らかになった。県警は特別公務員暴行陵虐容疑も視野に、関係した署員らから事情を聴いている。(毎日新聞 12 月 16 日)

### ■広島県警の接見要請「無視」、二審も「違法」

女性が勾留中、広島県警に任意で DNA 型の採取を求められた際、弁護人ととの接見を希望したのに県警が応じなかつたのは違法として県に計 440 万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が広島高裁であった。裁判長は、計 22 万円の支払いを県に命じた一審広島地裁判決を支持し、県と女性側双方の控訴を棄却した。「弁護人への接見要請を無視し、利益誘導的な発言で採取に応じるよう説得したことは、任意検査として許容されるものではない」と指摘。一審判決は、「弁護士に相談したい」と訴えたが、検査員は弁護人に伝えなかつたと認定。「接見交通権の侵害に当たる」などとして、国賠法上、違法と判断した。(中国新聞デジタル 12 月 16 日)

### ■えん罪晴らした西山さんと青木さんに「守屋賞」

#### 刑務所で励まし合った「獄友」

刑事・少年司法分野の活動で優れた業績を上げた個人や団体に贈られる「守屋賞」を、いずれも裁判をやり直す再審で無罪となつた西山美香さんと青木恵子さんの 2 人が受賞し、表彰式が都内で開かれた。2 人は再審で雪冤を果たした後も、冤罪を訴える人の支援に積極的に関わっている取り組みなどが高く評価された。西山さんは式典で「獄中で闘う仲間が早く無罪判決までいたらしいが、私以降出なくなり、司法の道が狭まつていて。皆さんの力も借りて扉を開いていきたい」と決意を新たにした。(京都新聞 12 月 19 日)

### ■「大村入管過失で膝負傷」 外国籍男性が国賠

大村入国管理センターに収容されていたバングラデシュ国籍の男性が入管側の過失により膝を負傷したとして、300 万円の国家賠償を求め長崎地裁に提訴した。男性

は留学生として来日。学費を支払えなくなり大村入管に収容された。左膝を脱臼し医務室で医師の処置を受けたが、医師は夜間に脱臼した場合は代わりに処置するよう入管職員に依頼。夜間に職員が対応したところ、膝の症状は悪化。数日後に半月板断裂の診断を受けたとしている。男性側は、脱臼の処置は危険を伴うため医師が職員に依頼したこと自体に過失があると主張。職員も慎重さを欠いたことで男性に重傷を負わせたとして慰謝料を求めていた。(長崎新聞 12 月 21 日)

### ■国と大阪府が再び和解拒否 2 月に高裁判決へ 再審無罪の国賠訴訟

再審無罪となつた青木さんが国と大阪府に計 2000 万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、大阪高裁は和解協議を打ち切つた。原告側によると、国と府が和解を拒んだといい、判決が来年 2 月 9 日に言い渡される。国と府は、一審・大阪地裁でも和解を拒んだ。地裁は、府警の捜査の違法性を認め、府に約 1200 万円の賠償を命じた一方、検察の違法性は認めず、国への請求を棄却。原告側は、青木さんを冤罪被害者と認め、再発防止に努めるという内容であれば、和解に応じる意向だったという。(朝日新聞デジタル 12 月 22 日)

### ■ウィシュマさん死亡「救命可能だった」

#### 検察審査会、不起訴不当議決

名古屋入管で収容中だったウィシュマさんが死亡した問題で、検察審査会は当時の局長ら職員 13 人を不起訴とした名古屋地検の処分について「不起訴不当」とする議決書を公表した。議決書では、告訴・告発の容疑となつた殺人や保護責任者遺棄致死の罪については検察の判断が妥当だと指摘。しかし、入管側が適切な対応を取つていれば「救命も可能だった」とし、この点の捜査が不十分と言わざるをえないと言及。業務上過失致死罪の成否を再検討するのが相当だと結論付けた。地検が再捜査し、刑事責任を問えるかを改めて判断する。(朝日新聞デジタル 12 月 26 日)

#### 【概評】(2022 年 10 月 30 日～2023 年 1 月 7 日)

◆朝鮮人虐殺を扱つた映像作品を上映禁止、小池(知事)のネトウヨへの媚びか ◆国連の一連の勧告。入管施設の改善や慰安婦問題(加害者の起訴と処罰、被害者への賠償、教科書への掲載)などの勧告を無視続けるこの国の後進性には呆れるばかり ◆講談社元編集次長の朴被告への最高裁による高裁に差し戻し判決に注目(えん罪) ◆死刑囚が執行差し止めを求め国を提訴。残虐行為に加担し議論もない「国民性」。この国は、廃止国 141ヶ国(執行なしの事実上廃止国を含めて)にも入れない少数野蛮国家◆祝! 西山さんと青木さんに「守屋賞」

\* 本欄の作業は毎日、WEB ニュースなどから国賠など関連記事を確認・抽出し、10 行前後に要約。2か月分で 5～10 ページに。これを原稿締め切り前に、2 ページに圧縮。圧縮の際、概評(コメント)との関係でどうしても削除せざるを得ない記事が発生します。今号から、HP にこの削除した記事を含めて掲載する予定です。これによって、この国の国賠とわれわれの運動の現状が更に俯瞰できるようしたいと思います。(井上)

# 無罪を有罪にねじ曲げる でっち上げの異常な手口

『和歌山カレー事件 再審請求書面を〈解析〉してみると…』  
(釣部人裕著、生田暉雄監修、万代宝書房)

今、無実の女性が国家に殺されようとしている。林真須美さん。動機も証拠もないのに、1998年7月25日に和歌山県で発生した毒物を使った殺人事件の犯人にでっち上げられ、死刑判決を受けて獄中にいる。いつ死刑が執行されてもおかしくない状況だ。これを放置すれば「事実の認定は、証拠による(現行刑訴法317条)」という建前は最後的に崩壊する。

多くの冤罪事件では、事件関係者で、犯人ねつ造に利用できる事実がある市民が被害者になる。しかし、この事件ではそうした条件はない。林さんと事件の係わりは、短期間一人で、毒物の入れられたカレー鍋の近くにいたというだけでしかない。

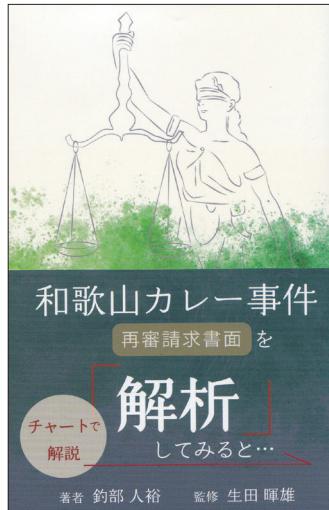
## ねつ造と詭弁による有罪

『和歌山カレー事件 再審請求書面を〈解析〉してみると…』は「意図的に林真須美の無罪を有罪にするには、どのような方法を取るべきかを深く検討した上で、原判決の誤りを『発掘』という態度でなければ原判決の誤りを指摘することは不可能」(同書p.137)という視点から林さんを犯人に仕立て上げた手口を解明し、その異常さを浮き彫りにしている。冤罪と闘う市民は、現在の刑事裁判の人権破壊的性格を直視するためにぜひ読むべき書籍だ。

その主な手口と破綻をいくつか見ていく。

### 【消えた青酸カリ】

事件は当初、「青酸カリによる殺人」と報道されていた。しかし、8月3日になると報道は「ヒ素も検出」と変わり、21日には「ヒ素に死因変更へ」



と青酸カリという言葉は消える。同時に林さんを標的にした犯人報道も激しくなる。

なぜ青酸カリは消えたのか。

林さんの近くにあった薬物がヒ素で、鍋から見つかった青酸カリではなかったからだ。同時に青酸カリを示す事件直後の解剖結果や医師の死亡診断書、死体検査書も、被害者の証言も消える。

### 【動機なき犯行】

当初、警察・検察は、隣人の噂話に林さんが激高したことを動機としていたが、その証拠・証言は一切つくれなかった。裁判所は判決でも動機を解明できなかったというしかなかった。

### 【利益なき保険金詐欺】

代わって持ち出されたのが、林さんが日常的にヒ素等薬物を使った保険金詐欺を行い、薬物で人を傷つけることに抵抗がなかったという詭弁だ。

保険金詐欺は保険金という利益をえるのが目的の犯罪だ。受取人ではなく利益の入らない林さんには詐欺を行う理由がない。

検察は詐欺事件として23件も起訴したが有罪にできたのはわずか7件だった。しかもそれは、本来は医療保険詐欺の主犯とすべき、保険金を受け取った同居人の証言だけに頼った有罪だった。しかし、カレー事件の判決では有罪とできなかった事件まで類似事件として有罪の根拠にしている。

### 治安維持法を全面化した戦後刑訴法

なぜこれほど異常なでっち上げが可能なのか。

1941年の治安維持法を継承・全面化した戦後刑訴法が、強制捜査権や証拠管理権を裁判所から検察に移したためだ。その結果、強制捜査は事実解明ではなく被疑者・被告人を犯人に仕立て上げる材料探しになり、無実の証拠は検察に隠蔽・破壊されるようになった。戦後の刑事裁判は、治安維持法下と同様、市民を効率的に犯人に仕立て上げる手続きでしかない。

1941年以前の予審制度下では全証拠が開示されるため、これほど異常なでっち上げは困難だった。

私たちは「検察の公的性質」の強調にとどまらず、強制捜査権、証拠管理権の検察からの剥奪と裁判所への復帰を課題とすべきだ。

【武崎直央】